

中国反外国制裁法関連の訴訟案件について

2025.7.25

CISTEC 事務局

中国政府は、2025年3月24日、中国反外国制裁法の実施に関し、具体的な内容を定めた実施規定を公布・施行したところであるが、同法に基づいて受理した訴訟案件が同年2月に人民法院判例データベースに収録されている。¹

なお、本訴訟案件は、2025年3月8日に開催された第14期全国人民代表大会第三回会議で行われた「最高人民法院活動報告」²の中で、「我が国の某企業と外国某企業が船舶建造契約を締結し、のちに外国企業は第三国の制裁措置により契約義務の履行を中止したため、我が国の裁判所は初めて反外国制裁法を適用した訴訟を受理し和解を促し、我が国の企業は8400万人民元余りの建造費を順調に受け取った。引き続き対外訴訟における国際的な影響力を高めていく」と指摘されている。反外国制裁法により外国企業が第三国の制裁との間で「板挟み」となる可能性が指摘されてきたが、同法施行後初めて、当事者が同法12条に基づいて提起した訴訟となる。

人民法院の判例データベースに収録された紛争事例（別添）の内容、および本訴訟で中国企業の代理人を務めた法律事務所を取材した報道記事³、法律事務所の解説記事⁴等によれば、事案の概要はおおよそ以下のように整理される。

¹ 「某海洋工程公司与S设备公司侵权责任纠纷案——以“东方经验”化解国际商事纠纷」（人民法院案例庫 2025年2月26日収録、2025年3月10日修正）

<https://rmfyalk.court.gov.cn>

² 「最高人民法院工作报告——二〇二五年三月八日在第十四届全国人民代表大会第三次会议上」（人民網 2025年3月16日）

<http://gd.people.com.cn/n2/2025/0316/c123932-41164988.html>

³ 「全国首宗反外国制裁法诉讼案！深圳律师成功代理」（南方日報・南方+、2025年3月11日）<https://www.nfnews.com/content/G3OgrJ0P3r.html>、「帮助企业追回8400余万建造款 深圳律师成功代理全国首宗反外国制裁诉讼案」（深圳特区報 2025年3月19日第A04版）<https://sztqb.sznews.com/attachment/pdf/202503/19/ffa319fd-4ba0-4106-8ec7-edad9f647fe1.pdf>；（転載記事）（深圳新聞網 2025年3月19日）

https://www.sznews.com/news/content/2025-03/19/content_31492201.htm

⁴ 「跨境诉讼面面观（四）——中国反制裁诉讼首案评析与实务借鉴」（中倫律師事務所サイト 2025年4月14日）<https://www.zhonglun.com/research/articles/54406.html>、「私人诉权的确立以及新实施细则的出台进一步加强了中国《反外国制裁法》的执行力度」Morrison & Foerster LLP. 2025年6月5日）<https://www.mofo.com/resources/insights/250605-enforcement-of-china-anti-foreign>

■CISTEC 解説（2025.4.2）

中国反外国制裁法の実施規定の公布について（速報：改訂版）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250325.pdf

（参考）

《中華人民共和国反外国制裁法》（以下、抜粋）

第十二条 いかなる組織と個人もすべて、外国国家が我が国の公民、組織に対して講じた差別的規制措置を実行、あるいは実行に協力してはならない。組織と個人が前項の規定に違反し、我が国の公民、組織の合法権益を侵害したならば、我が国の公民、組織は法に基づいて人民法院に訴訟を提起し、侵害を停止し、損失を賠償するよう要求することができる。

《中華人民共和国反外国制裁法》実施に関する規定（以下、抜粋）

第十八条 いかなる組織や個人も外国の国家が我が国の公民、組織に対して講じた差別的制限措置を実施するまたは実施に協力し、我が国の公民、組織の合法権益を侵害した場合、我が国の公民、組織は人民法院に訴訟を提起し、侵害の停止、損失の賠償を要求する権利を有する。

第二十条 弁護士事務所、公証機関等の専門サービス機関が反外国制裁に法律サービスを提供することを奨励・支援する。これには関連する組織、個人が反制裁措置を実行するために実施するリスクの制御・管理に協力する、我が国の公民、組織の代理として関連する組織、個人が外国国家の差別的制限措置を実施するまたは実施に協力して合法権益を侵害したことについて人民法院に訴訟を提起する、関連する公証手続き業務等が含まれる。

1. 事案の内容と調停結果

2023 年、中国の A 社が某国の S 社と船舶建造下請の契約を締結し、A 社はその建造を終えたところ、2024 年 6 月、米国財務省海外資産管理局（OFAC）の SDN リストに掲載された。S 社は、制裁を理由に残金の支払いを拒否し、対話ルートも遮断したため、A 社が、南京海事法院に船舶の差押えを申請し、同法院は 2024 年 9 月に船舶差押えの裁定を下した。2024 年 10 月、A 社はさらに反外国制裁法第 12 条に基づいて南京海事法院に訴訟を提起し、S 社に建造代金及びその他の関連費用（8600 万人民币余り）を賠償することを求め、同法院はこれを受理した。

南京海事法院は、船舶の差押えを求める申請に対して、出港・越境を厳格に制限し、船舶を差押えするも、船舶を現地で継続して使用することを許可し、一方で、S 社に、A 社との紛争解決に向けて行動するように促した。S 社は、本件訴訟が正式に登録され、受理されたことを受けて、OFAC に支払いの許可を申請し、許可を得た後、同法院の口座に反担保金 9974.3 万人民币元を支払って、船舶の差押えを解除した。同法院は、S 社に、中国法の下で

外国の一方的制裁の実施に協力することの法的結果を説明し、A社及びS社の当事者が自発的に同法院に調停を行うよう申請した。同法院は調停協議が合意に達するよう助力し、合意後に生じる紛争は、同法院が管轄し、かつ、中国法を適用することで合意を得た。2024年11月に、同法院は、S社の申請に基づいて、反担保金を和解金として、A社に振り替えた。

2. 要点

・ 裁判所の管轄権

人民法院判例データベースに収録された文書では、「中国企業は反外国制裁法第十二条に基づいて相手側に侵害停止、損失の賠償を要求する権利を持ち、人民法院はこの種の案件に対して法に基づく管轄権を持っている。」ことを明示しており、南京海事法院は当該案件を受理している。一方、複数の報道によれば、双方の紛争解決方法としては国外の某仲裁機関による仲裁及び準拠法としては外国法が当事者間の契約において定められていたようである。ただし、法律事務所の解説によれば、S社が仲裁条項を放棄したため同法院が管轄権を行使したのか否かについては、詳細な情報がなく、現時点では確定できていないとされている。

・ 船舶の差押え、裁判所を経由した間接的な支払い

S社が支払いを拒否し、対話ルートを遮断した時点で、完成した船舶が中国国内にあり、A社からの申請に基づき南京海事法院が出港・越境前に当該船舶を差押えたことにより、S社は、同法院からの調停の要請に応じざるを得なかった。また、S社は、OFACに支払い許可を申請し、同許可を取得したうえで、南京海事法院に反担保金を支払い、調停の終結後、同法院から和解金がA社に振り替えられ、同法院を通じてS社からA社への支払いが完了した。ただし、S社が、反担保金の支払いについてOFACの許可を取得した手法、時間等を示す公開情報はなく、経緯、許可が取得できた理由等その詳細は明らかになっていない。

別添

【参考判例】*CISTEC 仮訳

データベース収録番号

2025-10-6-504-001

某海洋エンジニアリング会社と S 設備会社の権利侵害責任紛争事例⁵

——“東方経験⁶”による国際商事紛争の解決

キーワード 民事 権利侵害 船舶建造 反外国制裁 渉外管轄 調停和解

事件の主な内容

2023 年、我が国の某海洋エンジニアリング会社と某国の S 設備会社が船舶建造下請契約を締結し、某海洋エンジニアリング会社が S 設備会社の所有する“A 某”船の設備モジュールの建造を担当することを約定し、決済額は約 1945 万 US ドル（約 1.4 億人民元）であった。2024 年 6 月 7 日、某海洋エンジニアリング会社は約定通りにモジュールの建造を終え、また船舶艤装も完了させた。

2024 年 6 月 12 日、第三国が某海洋エンジニアリング会社を制裁リストに追加した。S 設備会社は第三国の行政令執行を理由に残金 1186 万 US ドルの支払いを注視し、対話ルートも閉鎖した。某海洋エンジニアリング会社は自身の権益を守るため、南京海事法院 [Nanjing Maritime Court] に“A 某”船の訴訟前差押えを申請し、南京海事法院は 9 月 18 日に船舶差押えの裁定を下した。

2024 年 10 月 11 日、某海洋エンジニアリング会社は《中華人民共和国反外国制裁法》第十二条⁷に基づいて南京海事法院に訴訟を提起し、S 設備会社に建造代金およびその他

⁵（訳者注）「某海洋工程公司与 S 设备公司侵权责任纠纷案——以“东方经验”化解国际商事纠纷」（人民法院案例库 2025 年 2 月 26 日収録、2025 年 3 月 10 日修正）

<https://rmfyalk.court.gov.cn>

⁶（訳者注）中国の人民調停制度の美称。中国の人民調停制度は中華民族文化の伝統と歴史を融合させた特色ある訴訟・紛争解決のメカニズムであり、多くの国が中国の人民調停制度を称えて“東方経験”と呼んでいる、中国の人民調停制度は国際社会から社会矛盾を解決する“東方の花”と称えられている等と説明している。参考：「人民调解助力民族地区社会治理现代化」（《法治日報》2024 年 1 月 10 日第 11 版）

<http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/20240110/Article11003GN.htm>

⁷（訳者注）《中華人民共和国反外国制裁法》第十二条「いかなる組織と個人もすべて、外国国家が我が国の公民、組織に対して講じた差別的規制措置を実行、あるいは実行に協力してはならない。組織と個人が前項の規定に違反し、我が国の公民、組織の合法権益を侵害したならば、我が国の公民、組織は法に基づいて人民法院に訴訟を提起し、侵害を停止し、損失を賠償するよう要求することができる」。参考：「（受权发布）中华人民共和国反外国制裁法」（新華網 2021 年 6 月 10 日）http://www.xinhuanet.com/politics/2021-06/10/c_1127551959.htm

の関連費用の損失 8600 万人民元余りを賠償するよう求めた。南京海事法院は法に従って本案件を受理した。

調停結果

本案件は反外国制裁法施行後、初めて当事者が当該法第十二条に基づいて提起した外国の制裁による権利侵害に対抗する訴訟である。南京海事法院は法に従って管轄権を行使し、中華人民共和国の法律を適用して審理業務を行った。本案件において、法院は一方では法律という武器を十分に活用し、外国政府の我が国の企業に対する不当な封じ込め・抑圧に断固として報復し、他方では法に基づいた平等・保護の理念を徹底し、涉外商事紛争を適切に解決した。

某海洋エンジニアリング会社が訴訟前に差押えを求める申請に対して、南京海事法院は法に従って《中華人民共和国海事訴訟特別手続法》の“活扣押⁸”の規定、すなわち出港・越境を厳格に制限する前提の下で、船舶を現地で継続して改修することを許可し、造船工期、国際融資に対する悪影響を避け、S 設備会社に対話ルートを再開し、双方の紛争解決に向けてより積極的な行動をとるよう懇ろに促した。

南京海事法院は本案件の訴訟を正式に登録して受理したことを鑑みて、S 設備会社は第三国に支払い許可を申請した後、南京海事法院の口座に反担保⁹金 9974.3 万人民元を支払って船舶の差押えを解除した。法定答弁期限内に、法院は S 設備会社に中国法の下で外国の一方的制裁の実施に協力することの法的結果を説明し、双方の当事者は自発的に法院に調停を行うよう申請した。南京海事法院は直ちに双方を集めて数回にわたる協議を行い、39 日以内に双方の調停協議が合意に達するよう助力し、同時に調停協議合意後に生じる恐れのある紛争は南京海事法院が管轄しかつ中国法を適用することに合意した。

⁸（訳者注）「活扣押（活扣）」について、人民法院案例庫に収録されている判例（データベース掲載番号 2024-17-5-101-031）に、執行裁判所が案件に関わる船舶を「活扣押（活扣）」方式で差押え、船舶の一定範囲内での活動は制限しつつも、非執行者がこれを継続して使用することを許可しており、その根拠として《中華人民共和国海事訴訟特別手続法》第二十七条に「海事法院が船舶に保全を実施すると裁定した後、海事請求者の同意を得れば、船舶の処分を制限するまたは抵当に入れる等の方法を採用することで当該船舶の運行の継続を許可することができる」とあることを挙げていることから、「活扣押（活扣）」とは船舶の差押え期間中にこれを継続して使用することが認められる場合を指すことが知られる。参考「杨某名与天津市某伟船务工程有限公司执行实施案——执行程序中船舶适用“活扣”的条件」（人民法院案例庫 2024 年 12 月 20 日収録）<https://rmfyalk.court.gov.cn>

⁹（訳者注）《中華人民共和國民法典》（2021 年 1 月 1 日施行）第三百八十七條第二項に「第三者が債務者のために債権者に担保を提供する場合、債務者に対して反担保を提供するよう求めることができる」とあり、「反担保」とは債務者が自身に代わって担保を提供する第三者に担保を提供することである。参考：「中華人民共和國民法典」（中国政府網 2020 年 6 月 1 日）https://www.gov.cn/xinwen/2020-06/01/content_5516649.htm；孫曉屏「中日担保制度及び担保物権制度の比較」（『山梨学院大学法学論集』41、1999 年 2 月 12 日）。

南京海事法院は 2024 年 11 月 19 日に（2024）蘇 72 民初 2157 号民事調停書を発行した。法院は某海洋エンジニアリング会社の申請に基づいて、執行手続きを通じて反担保金から和解金を某海洋エンジニアリング会社に振り替えた。某海洋エンジニアリング会社から感謝の意を示す錦旗が送られてきた。

調停の手引き

1. 契約履行の過程において、外国政府が中国企業に対して差別的制限措置を講じ、いわゆる制裁リストに追加し、外国企業はこの差別的制限措置の執行を理由に契約義務の履行を拒絶したが、中国企業は反外国制裁法第十二条に基づいて相手側に侵害停止、損失の賠償を要求する権利を持ち、人民法院はこの種の案件に対して法に基づく管轄権を持っている。

2. 涉外制裁案件の審理の過程において、中国企業の合法權益を保護するという司法理念を堅持し、外国政府の我が国の公民・組織に対して講じた差別的制限措置に断固として反対しなければならない。反外国制裁法の法的抑止力を適切に活用し、活動方法を刷新し、紛争解決の主導権を握らなければならない。同時に、主観的な悪意がなく、かつ外国国家の講じた差別的制限措置の執行または執行への協力を停止する意思を明確に示した当事者に対して、人民法院は調停を強化し、調停という“東方経験”を積極的に運用し、政治の知恵、法治の知恵、裁判の知恵、対外業務の知恵を十分に活用し、きめ細かく確実な調停業務を行い、効率的に涉外紛争を解決し、サプライチェーン・産業チェーンの安定性と予測可能性を適切に守らなければならない。

関連インデックス

《中華人民共和国反外国制裁法》第 12 条

一審：南京海事法院（2024）蘇 72 民初 2157 号民事調停書（2024 年 11 月 19 日）

本案例の文章は 2025 年 3 月 10 日調整を行った。